



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
 発行責任者：秋山 正臣
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 Tel (03) 5842 - 5601
 年額1,500円
 (送料込、会員は会費に含む)





リンさんは無罪！孤立出産に追い込まれない社会を！

ベトナム人元技能実習生に逆転無罪判決

ベトナム人元技能実習生のレー・ティ・トウイ・リンさんは、妊娠30週前後の双子を2020年11月15日に出産しました。死産でした。妊娠を知られて帰国させられることを恐れ、誰にも相談できない状況での出産でした。その33時間後、彼女は「死体遺棄罪」で逮捕されました。死産当日にタオルで包んだ遺体を段ボール箱に入れ、子どもの名前、お詫び・弔いの手紙を同封し、一緒に過ごした行為が罪にあたるとして逮捕・起訴されたのです。

2021年7月20日熊本地裁、2022年1月19日福岡高裁ともに有罪判決とされましたが、リンさんはあくまで無罪判決を求めて最高裁に上告。3月24日、最高裁での逆転無罪判決をかちとりました。

日本人労働者と同じく労働法の適用を

裁判では、死産後のリンさんの行動が死体遺棄罪の「遺棄」に当たるかが争点となりました。最高裁判決は「習俗上の埋葬とは認められない形で死体などを放棄したり隠したりする行為が『遺棄』にあたる」という考え方を示しました。その上でリンさんの行動について「他者が遺体を発見しにくい状況をつくり出したが、場所や遺体の包み方、置いていた方法などに照らすと『遺棄』にはあたらない」と判断。1審・2審の有罪判決を取り消し、逆転で無罪を言い渡しました。

報告集会で主任弁護人の石黒大貴弁護士は「この無罪判決が技能実習生が孤立しない社会になるきっかけになってほしい。政府には実習生を積極的にサポートする視点をもってほしい」と語りました。また「世界の国々でも『死体遺棄罪』はあまりなく、そのあり方からも考えるべきではないか」と問題提起を行いました。

また、「コムスタ-外国人と共に生きる会」の佐久間順子事務局長は、「まず、リンさんにお詫びをしたい。日本人労働者と同じ当たり前の権利が実習生にあれば事件は起こらなかった。本来、実習生には日本の労働者と同じく労働関係の法律が適用さ



最高裁で逆転無罪判決 (3月24日)

れ、妊娠や出産を理由に解雇することはできない。しかし、実際には支援もなく、相談するところもわからないまま権利を行使できないことが多い。勝利判決を得て、実習制度の見直しを含め、社会を動かしていけることを実感できた」と述べました。

人間として認められて生きていきたい

リンさんは、報告集会にオンラインで参加。「今日までの2年4か月は本当に長く、何回も心が折れかけました。犯罪者として報道されるたびにSNSやネットで攻撃されました。でも、私は絶対に死産した双子の遺体を傷つけたり放置したりしていません。そして私と同様に、妊娠を誰にも言えずに苦しんでいる技能実習生や一人でお産せざるを得ないす (2面につづく)

〈今月号の記事〉

第2回理事会報告	2面
働く人のための憲法の話 (四谷姉妹)	3面
各地・各団体 京都建設アスベスト/建交労/神奈川	4、5面
航空の安全を守るシンポジウム/計報	6面
全教・労働実態調査第二次報告/私の一冊	7面
第14次労働災害防止計画	8面

すべての女性のためにも無罪を主張してきました。多くの実習生が監理団体や実習先から暴力や圧力を受け、約束が守られずに苦しんでいます。技能実習生は働く機械ではなく人間です。私たちが守られ、安心して働ける、人間として認められて生きていくことができるように、技能実習生制度を変えてほしい。そう思って頑張ることができました」と語っています。

三重の差別を指摘

2022年末で日本にいる技能実習生は32万人あまり。新型コロナにより一時期減っていましたが再び30万人を超えました。その内、約4割が女性で、3割が29歳以下の女性です。

NPO法人「移住者と連帯する全国ネットワーク」の鈴木江理子共同代表理事は、「リンさんを追い込んだ日本社会」について、〈女性であること〉〈外国人であること〉そして〈技能実習生であること〉の3つの点から不平等をとらえるべきと指摘しました。

先進国の中で最低レベルのジェンダー平等、在留資格による制限、日本語の壁からくる情報格差、そして、技能実習制度には、出産・妊娠・育児という「人としての営み」が想定されておらず、「労働力」としてのフル活動が求められること等事件は、様々な日本社会の問題点を明らかにしました。

真の制度改革を

病院以外で出産し、流産や死産のあとの対応が罪に問われる事件は全国で相次いでいます。リンさんの事件に対しても支援をおこなっていた熊本市の慈



報告集会での弁護団

恵病院の蓮田健院長は、「出産には女性も生きるか死ぬかという負担がある。体力的に出産後すぐ連絡できないこともあるし、様々な事情を抱えていることが多い。匿名での相談・健診など支援の仕方を考えていくべき」と語っています。

現在、政府の有識者会議が設置され、技能実習制度については、制度の廃止と労働力の確保を重視した新制度の創設の方向が打ち出されています。

技能実習生の失踪者は昨年7000人を超えています。労災事故も多発し、過労死ではないかという死亡者もでています。

具体的な制度設計はこれからということですが、「看板の架け替え」に終わらせず、日本で働く外国人労働者の人権が守られ、地域・職場でともに生活する仲間となる制度改革が求められています。

(全国センター 岡村やよい)

第2回理事会報告 ー第14次労働災害防止計画について学習・討論

いの健全国センターは第2回理事会を4月12日に行いました。リモート併用の会議で、会場参加が7人、リモート参加が14人でした。

はじめに、梶谷陽子さんから赤枝康弘さん(全教)、芳賀直さんから遠藤利美さん(宮城センター)への理事の交替を確認しました。

第1回理事会(2月1日)以降の経過報告、厚労省関係の情勢報告が行われました。

第1回理事会で確認された任務分担に基づき、アスベスト対策委員会、労働基準行政検討会、季刊誌編集委員会、広報委員会、地方センター部会などが開かれそれぞれの報告がありました。

アスベスト対策委員会では、石綿救済法改定にむけての環境審議会小委員会の動向、石綿問題総合研究会などの報告を受け国会議員との懇談を調整していくとしています。季刊誌95号(5月25日発行)

は「教職員の働き方」を、96号(8月25日発行)は「女性労働と健康」を特集に予定。第4回読者サロンは94号のテーマ「農業分野の安全衛生」をテーマに、5月に開催する方向で調整していることが報告されました。

第14次労働災害防止計画(2023年度からの5カ年計画)について事務局長より報告を受け、単産の取組みなどについて意見交換を行いました。新型コロナ感染を経て改めて職場の労安活動を強化していく必要が強調されました。

厚労省では「個人事業主等に対する安全衛生対策に対する検討会」が開催されています。建設アスベスト最高裁判決を受けて行われている検討会ですが「危険有害物質以外(過重労働、メンタルヘルス、健康管理等)についても論点が提示されており、いの健としての対応を検討していくこととしました。

今回は、6月7日(水)13:00~。

四谷姉妹の♡働く人のための♡憲法のはなし

こんにちは。四谷姉妹です。新宿区四ツ谷にある東京法律事務所の弁護士コンビです。2人とも普段は解雇や雇止め・残業代請求・労災事件・セクハラやパワハラ事件などの労働事件・DV離婚事件・性暴力被害の事件などに取り組んでいます。2018年12月結成。ピンクのドレス姿で憲法漫才をします(写真)。「憲法に興味がない」と思っている人にも、楽しくわかりやすく憲法の理念を伝えようと始めました。YouTubeでネタが見られます。ぜひ見てみてください(QRコード)。

◇憲法ははたらく人の味方

みなさんは、長時間働かされたり、残業しているのに残業代が払われなかったり、いきなり給料を引き下げられたりしていませんか?残念ながら、違法に働かせる「ブラック企業」がまだまだあります。

しかし、憲法は働く者の味方です。誰でも人間らしい生活を送るために尊厳をもって働く権利を保障しています(27条1項)。また、労働時間や賃金・労災など、労働条件に関する基準を法律で定めるように国に命じています(27条2項)。この憲法の定めに基づいて作られた法律が、労働基準法です。たとえば、1日8時間・週40時間の労働時間の制限や休憩・最低週1日の休日などの労働条件の基準を定め、これを下回る労働条件は無効になります。そして、法律に定められた基準に引き上げられるのです。最低賃金未満の時給で働かされた場合も、最低賃金法という法律によって最低賃金まで引き上げられます。とても強い力をもった法律です。

パート・アルバイト・契約社員(有期契約労働)・派遣労働者はもちろん、最近増えている業務委託や請負など、労働契約ではない契約で働く人(いわゆる「雇用によらない働き方」)も、憲法27条で「勤労の権利」を保障されています。しかし、労働契約ではない契約で働く人については法規制が不十分で、権利が守られていません。また、事業主側は何時間働かせても割増賃金を払わなくてよいという方向に、労働者の命と健康や生活を守る労働法の規制をどんどん緩めるよう圧力をかけています。

◇憲法は団結の力を信じている

会社は、労働者に対してどんな仕事をさせるか、どこに配置するかを決めるなどの強い権力をもっています。これに対して労働者は、自分の労働力だけが生活の糧で、会社の指示に従わざるをえない立場



にあります。もっと給料を上げてほしい、働きやすい環境にしてほしいと思っても、会社からの仕返しが怖くて我慢してしまうことが多いでしょう。会社の経営の自由に任せていると、労働者は人間らしい生活ができません。

労働者は1人では弱い存在ですが、集まって団結すればとても強い存在になり、労働条件などについて使用者と対等に交渉できます。憲法は、25条の生存権とともに、労働者が団結して自ら安定した生活を勝ち取れるよう保障しています。物価高で生活が苦しい中、賃金引上げの必要性がますます高まっています。組合に結集する人数が多ければ、使用者に対する交渉力もアップします。労働組合は、社内の不正にも目を光らせていますから、その存在は健全な会社運営にもつながるんですよ。

◇憲法はみんなの味方

怪我や病気をして働けなくなった人、職場を引退した人など、働いていない人の命・健康・生活も、憲法が守ってくれます。

日本国憲法第25条は、第1項で「生存権の保障」として、国民が誰でも人間らしい生活を送ることができることを権利として宣言しています。第2項は、第1項を実現するために、国に対して必要なすべての場面において具体的な制度をつくって、みんなが保障を受けられるように努力しなければいけないと命令しています。でもね、憲法は私たちがただ黙って待っているだけでは守ってくれません。働く権利や生存権は、歴史の中で人々がたたかって勝ち取ってきたものです。憲法があっても、私たちが監視し声をあげなければ、権力を縛るしぼりは「ゆるゆる」になります。税金を軍事のためでなく、命の安全保障に使ってほしい。権力者(国家権力)に、私たちが憲法を守らせなければならないので

(四谷姉妹=弁護士 岸松江&青龍美和子)



各地・各団体のとりくみ

京都

アスベスト建材メーカーの責任を断罪 建設アスベスト京都2陣訴訟

3月23日、建設アスベスト京都2陣訴訟について京都地裁第1民事部は判決を言い渡し、全国18例目となるアスベスト建材メーカー（以下、建材企業）の責任を断罪したものの、被災者30人中24人しか救済を認めませんでした。救済の網から漏れ落ちた6人の職種の内訳は、解体工3人、型枠大工・塗装・大工各1人となっています。

そもそも司法が建材企業を断罪する論拠は、昭和中期には石綿粉じんばく露により重篤な疾病が惹起されるといった医学的知見が確立しており、石綿の危険性や呼吸用保護具着用の必要性などを外装・包装に明示すべき義務を負っていたのに、その義務を怠り製造・販売していた点です。

一方で、一般的に数十年後に石綿含有建材に接する（具体的には破砕する）解体工への「警告表示義務」について、2022年6月の神奈川2陣訴訟最高裁判決は、「実効性等の高い表示方法があったということもできない」として、企業責任を否定し、解体工の救済を認めませんでした。今回の京都地裁判決も、この最高裁判決に追従した形で、結果、回避可能性を否定しています。

しかし、建造物がいつかは解体されることを考えれば、極めて毒性の強い石綿含有建材を製造する時点で解体される際の危険性への配慮（危険性のない



全国18例目勝訴の旗出し

代替物の製造、長期間でも有効な警告表示などを企業に要求するのは当然ではないでしょうか。石綿の危険性を知りながら当然の配慮義務を怠った企業の責任が見逃される、今回の地裁判決は失当といわざるを得ません。

紙幅の都合で、残る3人についての詳細は省きますが、大工の被災者が昭和50年以降、石綿ばく露がないと認定されるなど、事実認定に問題があったことを指摘しておきます。

2陣訴訟は大阪高裁に舞台を移し、控訴審に入る見込みですが、解決に向けては法廷闘争のみならず、和解も視野に入れつつ法廷外の運動を進めていくことも重要です。3月に京都府議会で採択された意見書を力に、府内全自治体議会での意見書採択を目指す運動を軸に、一刻も早いアスベスト問題解決を目指して運動を強化していきます。

(京建労 伊東純平)

建設アスベスト

世論と政治を動かそう

京都2陣判決東京行動

3月29日、建設アスベスト京都2陣訴訟を受けて「建設アスベスト訴訟京都2陣判決東京行動」が取り組まれました。

はじめに、衆議院第1議員会館において、院内集会が開催されました。23日に京都地裁で出された判決は、屋外作業や解体作業に従事してきた原告被災者の救済を拒否。不当な選別を許さないたたかいを法定内外で進める必要性が一層明らかになりました。また、建材メーカーが参加する補償基金制度を1日でも早く実現させるため意思統一をはかる集会となりました。

あいさつで全建総連の田久悟労対部長は「国も必要だとして対策をとっている解体に従事する人が、認められないことは全く理解できない」と問題点を指摘。京都原告の北原せつ子さんは「全面解決まで

必死にがんばっていきたい」と決意を述べました（写真）。また建設アスベスト訴訟弁護団の小野寺利孝共同代表は「企業は求められる社会的責任を踏みにじっている。団結の力で世論と政治を動かして行こう」と呼びかけました。



断罪され続けているニチアスは原告に会おうともしません。集会後は、ニチアス本社前での集会・要請行動も行われました。

5月19日には神奈川1陣東京高裁差し戻し審の判決が予定されています。

(全国センター 岡村やよい)

各地・各団体のとりくみ

建交労

願いは「裁判なしの救済制度」創設

3. 28院内集会

トンネルじん肺根絶闘争本部は3月28日、今国会において「特定じん肺労働者に対する給付金の支給等に関する法律案上程をめざす院内集会」を開催しました。

トンネルじん肺の集団訴訟は、1989年4月に提訴した四国トンネルじん肺訴訟以来、34年間のたたかいです。長年の法廷内外のたたかいで、潜在的じん肺患者を救済し、じん肺根絶の世論を高め、トンネル工事現場におけるじん肺防止にむけた安全対策の法令等をかちとってきました。残された課題は、「裁判なしの救済制度」の実現です。

国や被告企業の責任が不動となった現在でも、患者救済には裁判を起こさなければなりません。本来、膨大なじん肺被害を発生させた国や大手ゼネコンらが自主的に救済すべきです。私たちは、じん肺被災者がじん肺にり患し、就労歴が確認されたならば速やかに救済される制度の実現を求めてやみません。

闘争本部は、2004年頃から「裁判なしの救済制度」実現を求め国会議員の賛同署名や地方議会での意見書採択運動、大手ゼネコンへの要請行動に取り組みました。そして、超党派の議員懇談会が結成され、法案も衆議院法制局によって作成。議員立法による国会提出を待つだけの状況まで進めてきました。

一部議員への業界からの強い圧力もある中、院内集会は、超党派の議員立法として今国会に法案提出を求める決起の場として開催されました。集会開催にむけ議員会館内や地方事務所に幾度も集会参加を



院内集会であいさつする佐藤陵一闘争本部長

求め、また、救済制度に特化した議員賛同署名は150筆を超えて集めてきました。

集会には全国の100人近い仲間が参加。国会議員の救済制度実現に向けた決意表明を一言も聞き逃すまいと臨み、自らの裁判は既に和解解決したにも関わらず救済制度を実現するために頑張り続けている仲間の代表も「なぜ、救済制度の実現を求めて運動を続けてきたのか」と想いと決意を語りました。

参加した国会議員も、私たちの願いに応じて「一刻も早い救済制度実現に向けて尽力する」「与野党間で協議して進めてきた。皆様の想いを何とか形にと汗をかいていく」「じん肺問題にとりくんできた引退した先輩議員から引き継ぐ」「新卒でゼネコン企業に勤めていた。じん肺問題は私が携わっていた現場で起きたことと受け止めて向かい合いたい」と次々と決意を述べました。今回の院内集会には議員本人18人を含め40人の議員事務所が、代理参加や祝電を寄せてくれました。今通常国会で救済制度を実現するため、議員の決意表明を力にさらに運動を強めていきます。 (建交労 福富保宏)

神奈川

地域労組に加入し労災認定を実現

情報通信のインフラ設置に従事する〇さん(男性、40代)は、過労死ライン(月100時間)を超える時間外労働とカスタマーハラスメントなどで「うつ病」を発症し、2020年3月に休職。21年8月から「復職プログラム」で職場復帰にむけて就労していましたが、主治医の「復職可能」の診断書を無視した会社と産業医の結託で「復職プログラム」を中止され、昨年3月に「退職」の通告を受けました。所属労組の支援を得られず、同年4月に神奈川労連の地域労組に加入して「解雇撤回」をさせ、8月に職場復帰(短時間勤務)を確認しましたが、〇さんは産業医・会社の退職強要がフラッシュバック

となり体調を崩し休業継続を余儀なくされました。会社は9月に「休職期間満了」を理由に解雇してきました。

会社は、勤怠記録を改ざんし、36協定を上回る残業は不払いが常態化しており、労働基準監督署に告発し、勤怠記録の是正と未払い残業の支払いをさせました。

この間、神奈川センターの支援で労災申請し、去る3月に「長時間・過重労働による業務に起因して、20年3月8日発症」として、労災認定されました。

(「神奈川センターニュース」より)



～いのちと人権、航空の安全を共に考える～

客乗連・NPO共催でシンポジウムを開催

3月25日、航空連・客室乗務員連絡会（客乗連）と、NPO 法人「航空の安全・いのちと人権を守る会」の共催で、客室乗務員の働き方と今後を考えるシンポジウムを開催しました。はじめての試みでしたが、航空関係者や過労死防止学会関係者、研究者、ジャーナリスト等70人近くが参加しました。

厳しい労働環境の上に「評価賃金制度」

第一部は、2019年1月にANAのロサンゼルス発羽田便で倒れ、搬送中に亡くなった客室乗務員Tさんの勤務を通して現状の問題点を提起しました。

客室乗務員の労働環境は地上と異なる低酸素・低気圧・低湿度の状態にあり、常に軽い振動と騒音もあり宇宙放射線の影響も受けます。また、不規則・長時間勤務であり、深夜労働・時差を伴います。

心理的負荷としては、接客・チームワークに感情労働が伴うこと、企業風土的要因として休日やレスト（機内休憩）・有給休暇が欧米と比べて少ないこと、また、評価賃金制度・小グループ管理体制の問題を提起しました。「評価制度」は、欧米では人権侵害とされ導入されていませんが、ANAやJALでは、会社の一方的評価で賃金や資格が決められ、多くの客室乗務員がストレスを感じています。

またTさんの事例は、JALよりも労働負荷の高いANAの勤務実態を浮き彫りにしました。Tさんは毎月のように1泊4日の羽田ーロサンゼルス便を飛んでいました。往復とも深夜勤務・時差を伴う13～15時間勤務です。そして、到着の翌日、夜のフライトで羽田に帰るというパターンで、帰着後、休日はわずか2日間でした。時差や疲労を解消できず、3日目からは1日に3便も飛ぶ長時間の国内線勤務がつづきました。ANAの国内線は、8時間を超える長時間勤務でもほとんど休憩がありません。Tさ



んは亡くなる2か月前前に、休憩のない長時間の国内線2日間と1泊4日のロサンゼルス便を続けて飛ぶという6日連続の乗務を行っていました。

更に、Tさんは30年近く会社の差別的な扱いを受けていました。Tさんが倒れた便でも後輩がTさんの上のポジションに就いていました。背景には恣意的な査定を可能にする評価賃金制度があります。Tさんは職場の勤務改善の要求を掲げる労組時代の役員でした。Tさんの死は様々な労働負荷、ストレスが重なった過労死だったのです。現在は労災認定を求める再審査請求を行っています。

さまざまな職種から

第2部はパネルディスカッション（写真）。過労死弁護団全国連絡会議の大森秀昭弁護士からTさんの労災認定を求める取り組みについて、また、医労連の佐々木悦子委員長は、看護師の勤務実態とこれまでの夜勤改善の取り組み等を紹介しました。現役パイロットで航空連副議長・栗田浩之氏からは航空機内における客室乗務員の役割や労働環境について意見が述べられました。

私たちは今回のシンポジウムの教訓を今後につなげながら、Tさんの労災認定をはじめ、いのちと人権を守る取り組みを続けていきます。（NPO法人「航空の安全・いのちと人権を守る会」宗光美千代）

訃報 渡部眞也先生

いの健全国センター結成へとつながる「働くもの健康を守る国民運動を育てるためのシンポジウム」の呼びかけ人の1人で、労働衛生の碩学として、活躍された渡部眞也先生（滋賀医科大学名誉教授）が、去る3月5日に逝去されました。享年92歳でした。2月初めから体調が悪化し入退院されていたそうですが、コロナが少し下火になり、ご家族とも最後の面会ができたとのことでした。

ご冥福をお祈りいたします。



講演する渡部先生

教員の時間外勤務の平均は96時間10分 ～「教職員勤務実態調査2022」～

全教は、「公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」見直しの動きが進む中、「教職員勤務実態調査2022」（昨年10月）の最終集計と全教の給特法改正要求について、3月15日に記者発表しました（写真）。

今回の発表では、給特法の対象である教員の勤務実態を中心に報告しました。

時間外勤務（校内での時間外勤務及び家庭などへの持ち帰り仕事の合計）の平均は、1か月で96時間10分と、厚生労働省の過労死ラインをはるかに超えていました。時間外勤務が文部科学省の「時間外勤務の上限指針」＝月45時間未満である教員の割合は7人に1人。半分以上が80時間を超え、100時間以上が4割近くいました。

大増員で一人あたりの業務軽減を

平日の業務を「学校や出張先でできない仕事」と「集団で行う仕事」、「そうでない仕事」に分けて集計すると、前者の2つで7時間45分の所定の勤務時間が終わってしまいました。「そうでない仕事」とは、授業の準備やまとめ、成績処理など、教育活動を進める上で不可欠の仕事ですが、所定の時間に収まらず、早朝や夜遅くまで、或いは持ち帰って行わざるを得ない実態が見えてきました。

また、通常学級の担任や大会・コンクールなどに



出場する部活動顧問の時間外勤務は確かに長いですが、それ以外、あるいは担任や部活動顧問を受け持っていない教員も90時間近くの時間外勤務をしています。学級担任や部活動顧問の教員に手当を支給する案が浮上していると報道されていますが、その根拠はなく、職場の分断を生みかねません。

要するに、所定の勤務時間に照らして業務量が多すぎるのであり、教職員の大増員をすることなしに解決する問題ではありません。実際に生じた時間外手当を支払うしくみを作ることによって、この問題を可視化させ、教職員が人間らしく働くことのできる職場にしていきたいと考えます。

（全教 糀谷陽子）

私の一冊 ②⑧ 西岡健二 大阪センター 『大阪のコロナ禍3年を検証する』

2020年1月の新型コロナ禍から3年あまりが経った。政府は今年の5月8日からは、感染法上の分類を季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げる。感染者の外出自粛や医療費の負担、マスク着用、医療機関の受診などが大きく変わる。

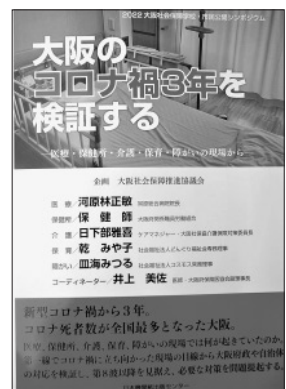
新型コロナウイルス感染の死者は、数も人口比も、都道府県では大阪府が全国最多である。この間の全国の死者7万4000人（人口比で0.21%）それに対して、大阪府は8500人（同0.29%）。ちなみに東京は8070人（同0.18%）だ。

コロナ禍の3年間、大阪の医療・保健所・介護・保育・障がい者の現場で何が起こっていたのか。これはコロナ禍の第7波のあと、2022年11月6日に記載された「大阪社会保障学校・市民公開シンポジウム」で報告された内容をまとめた小冊子である。それぞれの現場で、コロナ禍と直面した5人の専門家のみなさんが率直な思いを語った。

この間、とくに大阪では第4波のときに、病床使

用率、重症病床利用率が100%を超え、陽性者への保健所からの連絡が1週間以上かかり、入院が必要な患者が救急車に乗っても入院先が見つからず、何時間も待機する、そして在宅中療養中に急変して亡くなる人がでてくるという、まさに医療崩壊が起こった。「大阪の医療崩壊は政治の責任」と言わざるを得ない。

背景に90年代から続けられてきた保健所統廃合や政府による医療費抑制政策がある。20年間で大阪府の保健所は3分の1に減らされたことが典型である。人手不足、公的支援の貧弱さは明らかだ。命とくらしを支える行政が歪められていないか、問いかける。



大阪社会保険推進協議会企画
日本機関紙出版センター

インフォメーション

第14次労働災害防止計画定まる

厚生労働省は、労働政策審議会に対し2月13日、第14次労働災害防止計画(案)に対する諮問を行いました。労働政策審議会安全衛生分科会では、第148回から審議が重ねられ、2月13日に行われた第152回審議会は諮問案を妥当としました。労働災害防止計画とは、労安法第6条に基づき、労働災害防止に関して基本となる目標、重点課題等を定める5カ年計画です。今年度より始まる、新たな労働災害防止計画についての概要をお知らせします。

休業4日以上死傷者数

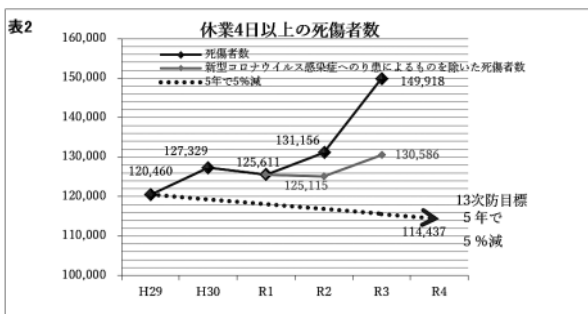
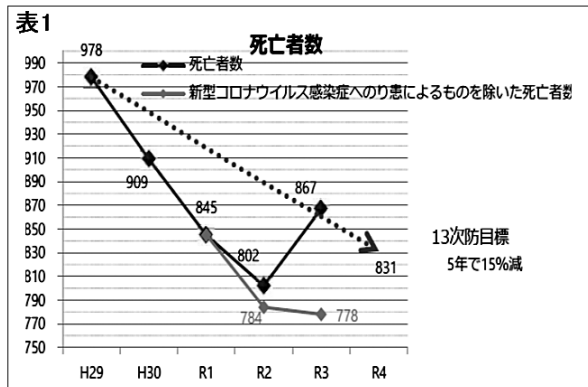
13次防(2018~2022年度)では、死亡者の減少は図ることができたものの、死傷者数では、新型コロナウイルス感染症のり患によるものを除いても増加しています(表1、表2)。中小事業者や第三次産業における安全衛生対策の取り組みが遅れ、60歳以上の労働者の割合が増加した影響による死傷者数の増加です。また、中高年齢の女性を始めとして労働者の作業行動に伴う転倒等の労働災害が約4割(37%)を占めました。転倒防止対策や高齢労働者に配慮した職場環境の整備等、中小企業や第三次産業を中心に自覚的な取り組みを促すことが必要であるとしています。

アウトプット指標を新設

14次防では、計画の目標について「重点事項における取組の進捗状況を確認する指標(アウトプット指標)を設定し、アウトカム(達成目標)を定める」としました。計画の重点対策には、①「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」と、②「労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」が新たに加えられ、③高年齢労働者の労働災害防止対策の推進、④多様な働き方への対応や外国人労働者の労働災害防止対策の推進、⑤個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、⑥業種別の労働災害防止対策の推進(陸上貨物運送、建設業、製造業、林業)、⑦労働者の健康確保対策の推進(メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動)、⑧化学物質等による健康障害対策の推進(化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線)の8つをあげています。

「ノーリフト」導入を重複

追加された重点対策②についてのアウトプット指



標として、次のようなとりくみが上げられました。

- 1) 転倒災害対策(ハード・ソフト両面から)に取り組む事業場割合を2027年までに50%以上とする。
- 2) 卸売業・小売業/医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする
- 3) 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

2)については、アウトカムの指標として「転倒の年齢別死傷千人率の増加を男女ともに2027年までに歯止めをかけること」「転倒による平均表業見込日数を2027年までに40日以下とすること」「増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を減少させること」を挙げています。

「ノーリフト」の導入事業所割合について挙げられたのは初めてです。

その他にもアウトプット指標が定められており、総合的な目標として「死亡災害については、2022年と比較して2027年までに5%以上減少する」「死傷災害については、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年と比較2027年までに減少に転ずる」ことが期待されています。

(編集部)